

令和7年度第3回東京都入札監視委員会

令和8年3月27日（金）

東京都庁第一本庁舎 33階 特別会議室S5

【須藤契約調整担当部長】 おはようございます。これより令和7年度第3回東京都入札監視委員会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます、財務局契約調整担当部長の須藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の委員の皆様の出席の状況でございますが、12名のうち9名にご出席をいただいております。柄澤委員、黒木委員、片桐委員につきましては、ご欠席とのご連絡をいただいております。

また、東京都の職員の出席者につきましては配布資料のとおりでございますが、経理部長の稲垣が所用により欠席しております。

それでは、初めに本日の資料について確認をさせていただきます。

【東川契約調整担当課長】 資料につきましては、事前にメール等で送付させていただいているところでございます。

次第をおめくりいただきまして、資料一覧が2枚目についてでございます。一覧のとおり、資料は全ておそろいか、ご確認をお願いいたします。

もし、不備等ございましたら、ご連絡ください。資料4枚目の議案1以降、全37ページとなっております。

よろしいでしょうか。ご確認ありがとうございます。

【須藤契約調整担当部長】 続きまして、本日の議事進行についてご説明申し上げます。

資料の1枚目の次第をご覧ください。

まず、制度部会の堀田部会長から令和8年1月から3月にかけて開催された第3回から第7回の事業団体との意見交換会の結果についてご報告いただき、その後、各委員からご意見を頂戴したいと思っております。

次に、第一監視部会の小見部会長から、令和7年12月に開催されました第2回の結果及び令和8年2月に書面開催された第3回の結果についてご報告をいただき、その後、委員からご意見をいただきます。

その後、第二監視部会の竹内部会長から令和8年2月に開催された第2回の結果についてご報告をいただき、その後、意見をいただきます。

最後に、改めまして制度部会の堀田部会長から、令和7年7月から11月にかけて開催された第1回から第2回の報告を非公開にて行い、その後、各委員からご意見をいただきました。

と思います。

それでは、本日の議事進行役につきまして、竹内委員長にお願いいたしたく存じます。竹内委員長、よろしくお願いいたします。

**【竹内委員長】** 竹内でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案の1の制度部会の報告につきまして、堀田部会長よりよろしくお願いいたしますと思います。

**【堀田委員】** 堀田でございます。

それでは、まず、第3回から第7回の制度部会の結果についてご報告いたします。第1回から第2回につきましては非公開事項となりますので、後ほどご説明いたします。

資料は1ページになります。

本年1月から3月にかけて、五つの業界団体と都の入札契約制度等に関する要望について、意見交換会を開催いたしました。

本日は時間も限られておりますので、各団体ごとのご説明は割愛いたしますけれども、主に入札契約制度の改善に関する要望や働き方改革に関する要望、また民間発注者への啓発指導についての要望等が寄せられました。

各団体から寄せられた要望の内容につきましては、資料の2ページから18ページにつけてある団体ごとの概要に記載してございます。

以上、第3回から第7回の制度部会における概要となります。

**【竹内委員長】** ありがとうございます。

ただいまの制度部会からの報告につきまして、委員の方から何かご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

石橋様、お願いいたします。

**【石橋委員】** ありがとうございます。

私、制度部会として初めて参加させていただきまして、少し思ったことを申し上げます。

まず、一つ目ですが、制度部会における意見交換会での事務局側の回答について、発言のシナリオがあるように感じられましたので、それがあれば、事前に共有いただけると大変ありがたいと思いました。これが一つ目です。

二つ目ですが、私から事務局様に対してご質問を差し上げまして、分離分割発注、あと工期の調整、設計変更、スライド条項、担い手確保などについて、現行の制度や運用のご説明をいただきました。その点は承知しておりますが、その上で感じたことでございます。

制度や手順が存在していること自体に加えて、それが実際にどのように機能しているのか。また、仮に十分に機能していない部分があるとすれば、どこに障害があって、東京都として今後どのように前に進めようとしておられるのかという点も、確認できれば感じました。

例えば分離分割発注では、「原則として徹底している」というご説明だったのですけれども、案件ごとの事情によって個別判断があるのであれば、その運用実態ももう少し共有いただけるとありがたいと思いました。

また、工期の算定や工程調整、設計変更についても、「制度や協議の仕組みは整っている」というご説明だったのですけれども、現場において設備工事側へのしわ寄せが実際に生じていないのか。あるいは、生じているとすれば、どの段階で把握して、どう是正しているのかという点が重要ではないかと感じました。

スライド条項についても、「周知を図っている」というご説明がありましたけれども、周知があることと、実際に利用しやすいかということについては、分けて考える必要があるのではないかと思います。

受注者側からの申出を待つだけで十分なのか、利用者の面で改善の余地があるのか、その点についても共有いただけるとありがたいと思いました。

担い手確保や労務単価の実効性についても、賃金の決定が労使間の問題であるという一般論はそのとおりだと思いますけれども、発注者として労務費の上昇分や制度改正の趣旨が現場にどう届いているのか、どのような範囲で把握して、どのような対応を考えているのかは、やはり重要な論点ではないかと思います。

したがって、今後は制度がありますとか、必要において協議しますとか、担当部署に周知しますというご説明に加えて、実際にどのような運用がなされているのか、どこに課題があるのか、どう改善しているのか、しようとしているのかという点も、十分論点になるのではないかと思います。

以上、意見でございます。ありがとうございます。

**【竹内委員長】** ありがとうございます。今、石橋委員のほうからございました意見につきまして、事務局のほうから何かございますでしょうか。

**【米倉契約調整技術担当課長】** 契約調整技術担当課長の米倉でございます。ご意見ありがとうございます。

先生からの今のご意見につきましては、概ね2点あるかと思っております。

1点目、事前の資料の共有ということなのですけれども、こちらにつきましては、我々の事務局としてもどのような対応が可能なのかということについて、考えていきたいと思っております。

それからもう一点、制度はあるけれども、それについてどのような運用実態があるのかということについて、確認したほうがよろしいのではないかと、そういったご意見かと受け止めております。

先生のご意見もいただきましたので、引き続き契約制度の改善に努めていきたいと思っております。

**【竹内委員長】** 石橋委員、よろしいでしょうか。今のようなご回答がございました。ありがとうございます。

続きまして、そのほかご意見、ご質問がおありの方、いらっしやいませんでしょうか。  
(質問、意見等なし)

【竹内委員長】 いらっしやいませんでしますので、こういった業界団体からの要望につきましては、可能な限り、都として検討していただきたいと、取り入れられるもの、対応できるものについて、明確に検討していただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、委員会議案第2の第一監視部会の結果につきまして、小見部会長より報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【小見委員】 第2回第一監視部会結果の報告についてです。

まず、対象事案の抽出方法ですが、資料20ページの別紙2-1をご覧ください。

第一監視部会では、具体的な抽出方法として、高額・高落札率の事案については、契約金額が高い順に上位100件の中から抽出すること。社会的注目事案については、新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出することとし、また各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的に対象事案を部会長が決定すると決めております。

こうしたプロセスを経まして、最終的に決定した事案が、別紙2-1に記載した6件です。

当日は、各事業所管理局の担当者も出席して説明をしていただいた上で、入札契約手続がルールに基づいて適正に行われているか、また今後検討すべき事項がないか等について意見交換をしました。

意見交換の結果、いずれも入札契約手続そのものはルールどおり運用されていることを確認しました。

では、議案ごとに具体的な内容を説明します。21ページをご覧ください。

まず、議案1、大神山公園改修工事ですが、これは1者入札案件及び同一事業者長期受注事業として抽出した案件です。

本件については、「1者入札状況を改善するために何か検討しているか」等について、質疑を行いました。

これに対して、「制度的な対応としては債務負担行為の活用、ゼロ都債の活用を図っていくことが必要であると考えている。また、島においては、支庁だけではなく、村役場、国の機関も工事を発注している。そのため、島内全体の公共工事のスケジュールというものを公表することで、事業者が計画的に工事を進められるよう配慮しているが、こうした取組を引き続き継続していく」との回答がありました。

次に議案2、環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事（その2）です。

これは、高額・高落札率事案及び1者入札事案として抽出された案件です。

本件については、「見積額と予定価格の差異が相当程度小さいことについて、どのように考えているか」等について質疑を行いました。

これに対して、「本工事は主に土砂の処分とビット交換が過半を占めている。土砂の処分については、処分先の土の受入れ価格を公表しており、受注者からも同じ価格で積算することができる。また、ビット交換についても特別調査で恐らくシールドマシンの製作会社の見積りを基に積算をしている。特殊な製品のため、受注者側もシールドマシン製作会社に確認を行っているものと推測する。このような結果から、価格が近くなったと考えている」との回答がありました。

次に議案3、都立清瀬特別支援学校（6）改築及び改修工事その2ですが、これは高額・高落札率事案及び1者入札事案として抽出した案件です。

本件については、「1回目不調となり再発注したということだが、不調になった理由はどのように考えているか、予定価格に無理があったというようなことか」等について質疑を行いました。

これに対し、「積算に当たっては、局で定めている積算基準を基に積算をしているが、事業者の積算と乖離があり不調となった。不調になったことを踏まえてヒアリングをしたところ、例として建設業界自体が人手不足の状況にあって、単価自体が上がっている。また、材料だけでなく、人工についても上がっていくような傾向がある。あるいは、昨年度働き方改革の一環で、これまで建設業と運送業務が猶予期間であった時間外労働の罰則付上限規制が、本格適用となった段階である。こうした変化もあって、これまでの積算と実勢に乖離があったということではないかと考えている。そのため、再発注に当たっては改めて見積りを取得するなどをして、最新の単価をもって再積算をしている」との回答がありました。

続いて、議案4、都立北多摩地区特別支援学校（仮称）（6）新築工事、これは高額・高落札率事案及び1者入札事案として抽出した案件です。

本件については、「1者応札となった理由はどのようなことが考えられるか」について質疑を行いました。

これに対して、「議案3で不調になったときに、過去の案件を受注した事業者を中心にヒアリングを行っており、共通していたのは民間をはじめとした建設需要が非常に大きいということで、手持ちの工事だけで配置する技術者がいっぱいになってしまっている。これ以上受注しても配置できるような技術者がいない。新たに公共工事の入札に参加する余力がない。こうした意見を大変多く受けた。このような業界全体の人手不足の中で、参加したものが結果として、1者であったということを受け止めている」との回答がありました。

続いて議案5、雑司が谷庁舎改修工事、これは高額・高落札率事案及び1者入札事案として抽出した案件です。

本件については、「総合評価方式を採用した理由は何か」といった質疑を行いました。

これに対して、「庁舎には出張所が入っており、この出張所は下水道の詰まりや臭いといった不具合が発生した際に迅速な対応をしなければならない重要な組織である。そこ

で、出張所の運営を継続しながら、いながら工事をしなければならない。また、敷地が非常に狭隘で、仮設のトイレ、事務所等しか入れられないような非常に狭いところであり、道路も幅員が非常に狭くて入りにくい。さらに、周辺は非常に静かなところで、雑司ヶ谷霊園が近くにあり、周りの方も騒音に対して非常に敏感である。以上等の観点から、総合評価方式を採用している」との回答がありました。

最後に議案6、東部汚泥処理プラント汚泥搬送設備補修工事、これは1者入札案件及び同一事業者長期受注事案として抽出した案件です。

本件については、「今後も同じような状況が続いていくことが予想されるが、入札する意味があるのか」といった質疑を行いました。

これに対して、「工事の内容が特定の会社でしか行えないということであれば、その理由をもって特命随意契約という発注方式を選択するが、本工事は受注事業者だけしかできない工事ではない。そのため、どこの会社でも工事内容が分かるよう仕様書等を作成し、競争入札を実施していく」との回答がありました。

第2回第一監視部会の結果については、以上となります。

【竹内委員長】 ありがとうございます。

ただいまの第一監視部会の報告につきまして、委員の方より何かご質問、ご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

特にご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見等なし)

【竹内委員長】

続きまして、第3回の第一監視部会の結果について、続けてお願いいたします。

【小見委員】 それでは続いて、第3回第一監視部会結果の報告についてです。

議案は、定例検討事案の抽出方法についてです。

第一監視部会の定例検討事案の抽出方法については、これまで、抽出方針1から6に基づくリストの中から各委員が抽出しておりましたが、今回、当部会の委員から対象期間内の事案を自ら分析し、検討が必要と考えた事案を候補として提示したいとの要望がありました。

これを受けて、第一監視部会では、平成29年度第1回東京都入札監視委員会において定めた抽出方針7の、その他部会が必要と認める事案について、対象期間の事案全件を事務局でリストアップすることとしました。

従来の抽出方法、抽出案件1から6に加え、この全件リストを基に、委員が独自の方法で抽出した事案を含め、最終的に検討事案を部会長が決定することとしました。

第3回第一監視部会の結果については、以上となります。

【竹内委員長】 ありがとうございます。

定例検討事案抽出方法について、ご検討されたのが第3回第一監視部会ということで、何かご質問やご意見ございましたらお願いしたいと思います。

(質問、意見等なし)

【竹内委員長】 事務局のほうから、抽出について何か補足するようなこととか、第二監視部会のほうでどうするかとか、何かコメントはありますでしょうか。

【鵜澤電子調達担当課長】 事務局です。竹内先生、ありがとうございます。

今回ご説明いただいたとおりで、第一監視部会におきましては、委員の方から抽出方法に関しては独自の方法で行いたいという旨のご要望がありましたことから、委員のご判断により必要と認めた事案につきまして、委員が個別に案件抽出できますよう抽出方針にあります「その他部会が必要と認める事案」について具体化を行いました。

こちら、抽出方法に関しましては、各部会において決定するものとなっております、第二監視部会のほうで必ずしも同様の扱いをするものではございませんけれども、仮に第二監視部会においても同様の取扱いをしたいとのご要望がありましたら、事務局までご連絡いただければ、検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【竹内委員長】 ありがとうございます。第二監視部会のほうでも、このような形で抽出するかどうかについて、検討したいなというふうに思います。

そのほかご意見、コメントはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

もし、ないようでしたら、第二監視部会の結果について進めてまいりたいと思っておりますが、よろしいですか。

(質問、意見等なし)

【竹内委員長】 それでは、第二監視部会の結果については、部会長であります私から説明させていただきます。

資料27ページの、別紙3-1をご覧ください。

対象事案の抽出方法につきましては、先ほど報告のありました第一監視部会の第2回の抽出方法と同様となりますので、説明のほうは終了させていただきます。その抽出方法に基づいて最終的に抽出した事案が、こちらに記載されております4件でございます。

意見交換いたしました結果、いずれも入札契約手続そのものはルールどおり運用されているということを確認いたしました。

では、議案ごとの概要をご報告いたします。28ページ以降をご覧ください。

議案1ですが、こちらは都営住宅4H-130・131・132・133東（北区桐ヶ丘二丁目GN06街区）という、こちらの整備工事になってございます

こちら、高落札率事案及び1者入札事案として抽出した案件でございます。

本件につきましては、工種が多岐にわたるという工事内容でございまして、「この工事内容について工種等でもう少し細かく分解、発注を分割するという意味になりますが、分解することは可能なのか。工事費の上昇と人手不足という状況の中で、価格の面の見直しや事業者に受注をしてもらうための方策について補足をしていただきたい」というような質疑を行いました。

これに対して、「公共工事の場合、分離分割発注が原則ではあるが、本件の場合、これ

以上細分化すると逆に不調が起きかねないということで、この規模で発注するのが一番、事業者にとってやりやすい、受注しやすい形だというふうに判断をした。コストの見直しについては、工事の発注に当たって、国が作成する最新の設計労務単価、資材価格に沿って積算をしている。また、残工事については、物価高騰分をスライド価格として受注者に支払っており、一つの工事で複数回スライドを行うこともある。事業者が公共事業を受注してもらうための方策について、限られた技術者の予定が空いたら次の工事をすぐに取りれるよう、月単位の工事の発注予定を小まめに公表するというようにしている。さらに、個別の案件で、例えば不調が起こったときにヒアリングを行い、次の発注につなげている」などのご回答がありました。

本件につきましては、「昨今のいろいろ業者のほうの状況もなかなか逼迫しているというような経済状況、あとコストが上がっているという経済状況、そういったものを事業者の受注状況に応じて適切な分割を行うなど、案件ごとに臨機応変に判断していく必要がある」という意見を付しております。

続いて、議案の2に移ります。こちらは潮風公園南地区護岸改修工事（その2）で、高落札率事案及び1者入札事案として抽出した案件です。

本件につきましては、「希望者がもともと14者おりましたが、指名を11者に絞り、結果としては1者になってしまったという案件でございますが、この11者に絞るプロセスというものはどういうものなのか。1者になってしまったその辞退理由として、多くの会社が配置予定技術者の配置が困難になったということを挙げておられますが、どのような技術者の配置が難しいのか」等について質疑がございました。

これに対して、「14者から希望があったものの、優先指名権を持つ者を除いて、本店が他県にあるもの3者を除いて11者を指名した。この優先指名権というものは、過去に優良な工事をして実績があると、一定の点数以上を取った者を優先的に指名するものである。また、ここで言う技術者というのは、資格が必要な主任技術者、監理技術者でもある。こうした資格者は、1工事に1名の配置が求められており、受注者は民間工事も含めた複数の工事の中から技術者を充てていく。こうした中で、事業者の中の工事の優先順位の関係で当該案件について、技術者の配置が困難になったというように考えている」という回答がございました。

続きまして、議案の3です。東部汚泥処理プラント監視制御設備改良・補修工事、こちらは同一事業者による長期継続受注及び1者入札事案として、抽出した案件でございます。

本件につきましては、「大型の設備投資の場合、その設備の耐用年数にわたってどのような保守、運用をしていくのかという長期計画が都としてあろうかと思うが、具体的には長期計画で、その長期のコストについてどのような数字を見積もっておられるのか。また、長期計画とのその計画との乖離状況というのはどの程度の金額なのか」といった質疑がございました。

これに対して、「令和3年度はこの乖離について5,000万円程度で、付随する関連工事もなかった。令和4年、5年、6年につきましては、計画的に改良している部分はだまかに言うと、8,000万円程度で推移している。全体金額の8,000万円以外の部分、これ乖離が結構大きいのですが、その8,000万円以外の部分が、関連工事が生じてしまったことが理由だということをご理解いただきたい」という回答がございました。

本件につきましては、「長期的なコストについてどのように勘案して調達しているのか、そして事後的に調達した後に、その計画と実績との分析をどのようにしていくかといった点に課題がある」というような意見を付しております。

次に、議案4でございます。こちらは水運用情報通信設備等改造工事（6-7）、こちらは高額事案・高落札率事案、1者入札事案及び同一事業者による長期継続受注事案として抽出した案件です。

本件につきましては、「システム自体は昭和に導入しており、今後も改造を行い、使い続けていく予定なのか」というようなご質問がございました。

これに対して、「システムが導入から約40年経過し、運用しながら改造もしていかなければならない。そういった点で、そのシステム自体が少し大きくなって肥大化しているそのため、局としても再構築すべきか、大規模改修を行うべきかといった点について、有識者を交えた意見を踏まえて、今後どのようにするかという検討を進めている」という説明がございました。

以上4件が第2回の第二監視部会の結果になります。

ただいまの第二監視部会からの報告について、委員の方から何かご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

【竹内委員長】　　ございませんようでしたら、議事を進めてまいりたいと思います。

以上で、議案1から議案3が終了となります。

この後、先ほども、冒頭ご説明ございました入札契約制度検討関連議題に移ります。

会議については、政策の形成過程に関する内容を含みますので、非公開ということとなりますが、ここで、取材とか傍聴の方がいらっしゃいましたらご退席をお願いいたします。

【東川契約調整担当課長】　　本日取材・傍聴の方いらっしゃいませんので、そのまま進めていただければと思います。

【竹内委員長】　　分かりました。ありがとうございます。

それでは、議案4の制度部会から報告を堀田部会長、お願いいたします。

【堀田委員】　　それでは、第1回から第2回の制度部会結果についてご報告いたします。

資料は34ページになります。

本年7月と、11月に開催いたしました。主な事項は、発注標準金額の見直しについてでございます。

発注標準金額とは、同規模の事業者間での公平な競争を確保することを目的としまして、工事の規模に応じて入札参加資格者の等級格付、これを行いまして、それぞれの等級に応じて、業種区分ごとに標準的な発注価格帯を設定しているものです。

また、都では予定価格の公表方法など、発注・契約に関する他の制度も発注標準金額を基に設定されています。

第1回の制度部会では、近年の急激な物価高騰を踏まえまして、各等級の発注標準金額を引き上げることにつきまして、事務局からご説明をいただきました。

各委員からは、「発注標準金額の変更に伴って、企業の受注機会への影響が懸念されることも踏まえて検討していく必要がある」といったご意見ですとか、あるいは「急激な物価高騰に対して何らかの制度の見直しが必要だと思うけれども、入札参加者が減らないような配慮が必要だと思う」といったようなご質問あるいはご意見がございました。

これに対しまして事務局からは、「業種ごとの影響を見るなど、慎重に検討していく」という回答がございました。

この第1回制度部会での議論を受けまして、続く第2回の制度部会では、事務局から「建築、土木、設備の業種ごとに分析した結果、受注機会に与える大きな影響はない」とのご説明がありました。

それに対して各委員からは、「発注標準金額を見直すタイミングをどのように考えているのか」、あるいは「予定価格が事後公表から事前公表になることによって、落札率に影響があるかどうか」といったご質問がございました。

これに対しまして事務局からは、「見直しのタイミングについて決まりはないけれども、今回は急激な物価変動を踏まえて現状を分析した結果、検討するに至った」というご回答、あるいは「落札率に関して、事後公表と事前公表では大きな差はない」といったご回答がありました。

本件につきましては、各委員からのご意見を踏まえまして、事務局にて制度化に向けた検討を進めていくことになりました。

第1回から第2回の制度部会における結果の報告は以上になります。

**【竹内委員長】** ありがとうございます。ただいまの制度部会からのご報告について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいのですが。

(質問、意見等なし)

**【竹内委員長】** 事務局のほうから何か補足することとかはございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

**【米倉契約調整技術担当課長】** 事務局でございます。

発注標準金額につきましては、今ご報告をいただきましたとおり、近年の急激な物価高騰を踏まえて、このような見直しを検討しているところでございます。

委員会の意見を踏まえて、今、鋭意制度化に向けた具体的な検討を進めているところでございます。また改めて状況が進展次第、報告をさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上です。

【竹内委員長】 ありがとうございます。

制度変更を伴うものですから、変更によるメリットというものをきちんとご説明いただいて。弊害というものがもしあるのであれば、それはなるべく小さくするような手立てを考えていただきたいと思います。

では、よろしいでしょうか。本件について、ご質問よろしいですか。

(質問、意見等なし)

【竹内委員長】 ありがとうございます。

それでは、本日予定されておりました議事については全て終了となりますので、事務局のほうに進行をお返ししようと思えます。よろしくお願ひします。

【東川契約調整担当課長】 先生、ありがとうございます。

もし全体を通しましてその他、ご意見等ございましたら、お願いできますでしょうか。特にございませんか。

(質問、意見等なし)

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、事務局から最後のご挨拶をさせていただきます。

【須藤契約調整担当部長】 竹内委員長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様、ご意見、ご質問いただきましてありがとうございます。

令和7年度の入札監視委員会は本日で最後となりますので、一言ご挨拶申し上げます。

まずはお忙しい中、1年間ありがとうございました。入札契約制度を適正に運用していくためには、実態を踏まえた点検を随時行いながら、必要な見直しを行っていくことが必要だというふうに認識してございます。

東京都といたしましては、委員会でいただいたご意見と真摯に向き合いまして、関係部署と連携しながら、一つ一つ課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。

来年度におきましても、ご専門の見地から引き続きご指導を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、令和7年度第3回入札監視委員会を閉会とさせていただきます。これにて、退席していただいて結構でございます。

本日は誠にありがとうございました。